

大和市告示第12号

大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年2月5日

大和市長 大 木 哲

大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱（平成19年大和市告示第35号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる補助事業の補助金の額は、前項の規定により算出した額に4分の3を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 保育士宿舎借り上げ支援事業
- (2) 保育所等業務効率化推進事業
- (3) 保育所等事故防止推進事業

別表第1 保育士宿舎借り上げ支援事業費の項中「平成29年度保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（平成29年8月3日付け厚生労働省発子0803第2号厚生労働事務次官通知）別紙平成29年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」を「保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（平成30年10月17日付け厚生労働省発子1017第5号厚生労働事務次官通知）別紙保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」に、「246,000円」を「328,000円」に改め、同表保育所等における業務集約化推進事業費の項中

| | | | |
|--------------------|--------------------------------|--|-------------------|
| 保育所等における業務集約化推進事業費 | 民間保育所及び認定こども園（幼保連携型認定こども園に限る。） | 国保育対策要綱3(11)に掲げる保育所等における業務集約化推進事業を実施するために必要な経費（国保育対策要綱別表に規定する対象経費に限る。） | 国保育対策要綱別表に規定する基準額 |
|--------------------|--------------------------------|--|-------------------|

を

| | | | |
|--|---|---|-----------------------------------|
| <p>保 育 所 等 に お け る 業 務 集 約 化 推 進 事 業 費</p> | <p>民間保育所及び認定こども園（幼保連携型認定こども園に限る。）</p> | <p>国保育対策要綱3(11)に掲げる保育所等における業務集約化推進事業を実施するために必要な経費（国保育対策要綱別表に規定する対象経費に限る。）</p> | <p>国保育対策要綱別表に規定する基準額</p> |
| <p>保 育 所 等 業 務 効 率 化 推 進 事 業 費</p> | <p>民間保育所、認定こども園（幼保連携型認定こども園に限る。）及び家庭的保育事業等</p> | <p>平成30年度（平成29年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業（平成29年度補正予算の繰越分）、保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進事業）及び保育所等事故防止推進事業分）の国庫補助について（平成30年8月22日付け厚生労働省発子0822第1号厚生労働事務次官通知）別紙平成30年度（平成29年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業（平成29年度補正予算の繰越分）、保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進事業）及び保育所等事故防止推進事業分）交付要綱（以下「平成29年度繰越分国保育対策要綱」という。）3(2)に掲げる保育所等業務効率化推進事業を実施するために必要な経費（平成29年度繰越分国保育対策要綱別表に規定する対象経費に限る。）</p> | <p>平成29年度繰越分国保育対策要綱別表に規定する基準額</p> |
| <p>保 育 所 等 事 故 防 止 推 進 事 業 費</p> | <p>民間保育所、認定こども園（幼保連携型認定こども園に限る。）及び家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）</p> | <p>平成29年度繰越分国保育対策要綱3(3)に掲げる保育所等事故防止推進事業を実施するために必要な経費（平成29年度繰越分国保育対策要綱別表に規定する対象経費に限る。）</p> | |

に改め、同表特別経常費の項中「民間保育所特別経常費補助金交付要綱の一部改正について（平成28年1月18日付け次育第688号神奈川県知事通知）別添」を削り、「民間保育所特別経常費補助金交付要綱（」の次に「平成16年4月1日施行。」を加え、同表低年齢児受入対策緊急支援事業費の項中「保育緊急対策事業費補助金交付要綱等の一部改正について（平成29年3月29日付け次育第1026号神奈川県知事通知。以下「県通知」という。）別添」を削り、「保育緊急対策事業費補助金交要綱（」の次に「平成27年4月1日施行。」を加え、「（県通知別添低年齢児受入対策緊急支援事業実施要領」を「（低年齢児受入対策緊急支援事業実施要領（平成27年4月1日施行）」に改め、「県通知別添」を削り、同表民間保育所健康管理体制強化事業費の項中「（県通知別添民間保育所健康管理体制強化事業実施要領」を「（民間保育所健康管理体制強化事業実施要領（平成27年4月1日施行）」に改め、「県通知別添」を削り、同表要保護児童保育所受入促進事業費の項中「（県通知別添要保護児童保育所受入促進事業実施要領」を「（要保護児童保育所受入促進事業実施要領（平成27年4月1日施行）」に改め、「県通知別添」を削り、同表地域型保育事業連携対策緊急支援事業費の項中「（県通知別添地域型保育事業連携対策緊急支援事業実施要領」を「（地域型保育事業連携対策緊急支援事業実施要領（平成27年4月1日施行）」に改め、「県通知別添」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、公表の日から施行し、改正後の大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行日前に改正前の大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定によってした申請、決定その他の手続は、新要綱の相当規定によってした申請、決定その他の手続とみなす。